

## 誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人  
家畜改良センター兵庫牧場長 殿

住 所  
氏 名  
電 話 番 号

令和 年 月 日付けで提案する種きん及び種卵の配布を受けるにあたっては、下記の事項を厳守することを誓約します。

### 記

- 1 都道府県の家畜保健衛生所の衛生指導等を受けており、都道府県から求められる報告書（飼養状況等）については滞りなく提出します。
- 2 配布を受けた種きん及び種卵（ふ化させたヒナを含む。）は、種鶏として利用します。
- 3 配布を受けた種きん及び種卵並びにそれから生産された家きん等は、提案書に記載した利用目的以外の用途に使用しません。
- 4 応募時に示された、公募参加心得書、仕様書及び応募資料作成基準、並びに提案書に記載した事項を遵守します。
- 5 輸送等に関する経費を含む請求代金を、納付期限までに指定の振込先に納付します。
- 6 納付期限までに代金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で計算した金額を貴職の請求により延滞金として納付します。ただし、納付遅延が、天災地変等やむを得ない理由による場合は免除されるよう願います。
- 7 延滞金の端数金額を計算する場合は、家畜改良センターの規程より算出された額を納付します。
- 8 種きん及び種卵を受領したときには速やかに受領書を提出します。
- 9 本配布契約において、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除をされても、不服を申しません。この場合において当方が損害をこうむることがあっても、異議は申し立てません。
  - (1) 貴職の配布計画の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
  - (2) 天災その他、当方の責に帰することのできない理由により解約を申し出て、貴職が承認したとき
  - (3) 当方がこの契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき
  - (4) この契約の履行にあたり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があったとき
  - (5) 当方が破産の宣告を受けた場合又は、そのおそれがあると認められるとき
  - (6) 当方から契約の解除を申し出たとき
- 10 前項第1号の配布の取りやめ又は延期による場合、又は同第2号に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金の納付を免除されるよう承認願います。
- 11 第9項第3号から第6号までの理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴職の請求により納付いたします。
- 12 第9項第6号の当方の契約解除の申し出が、貴職の配布決定後で種きん及び種卵の受領前であった場合においては、種きん及び種卵の生産に係る損害を賠償します。
- 13 種きん及び種卵の配布にかかる輸送中の事故については、貴職に対し損害賠償の請求は行いません。
- 14 種きん及び種卵の引き取り後において、瑕疵があることを発見した場合においても、家畜改良センターに故意又は重大な過失がない限り、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除を行いません。
- 15 種きん及び種卵について、衛生検査証明書に記載する疾患及び衛生検査証明書に記載する疾患以外の疾患等が、本契約による引き渡し時以降に発生又は発見された場合においても、家畜改良センターに故意又は重大な過失がない限り、瑕疵担保責任その他何らの名目をもって損害賠償の請求をしません。
- 16 次のことを確約します。
  - (1) 自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。